

米国 Inter Partes Review を含む AIA 関連手続に関する統計

2014年03月03日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

Inter Partes Review は、2012年9月16日から利用可能となり、既に1年5ヶ月が経過しました。PTAB (Patent Trial and Appeal Board) の管轄は、BPAI (Board of Patent Appeals and Interferences) の管轄に比べると、大きく拡張されたものとなっています。PTABは、USPTO内でtrialsを行います。これらのtrialsは、AIAによって導入された新たな手続 (USPTOによって付与された特許クレームに異議を申し立てる手続であるInter Partes Review、Post Grant Review、及びCovered Business Method Review) において行われます。

USPTOは、2012年9月～2013年12月までの間にファイルされたInter Partes Reviewに関する統計を公表していません (次頁のチャート1を参照)。*1

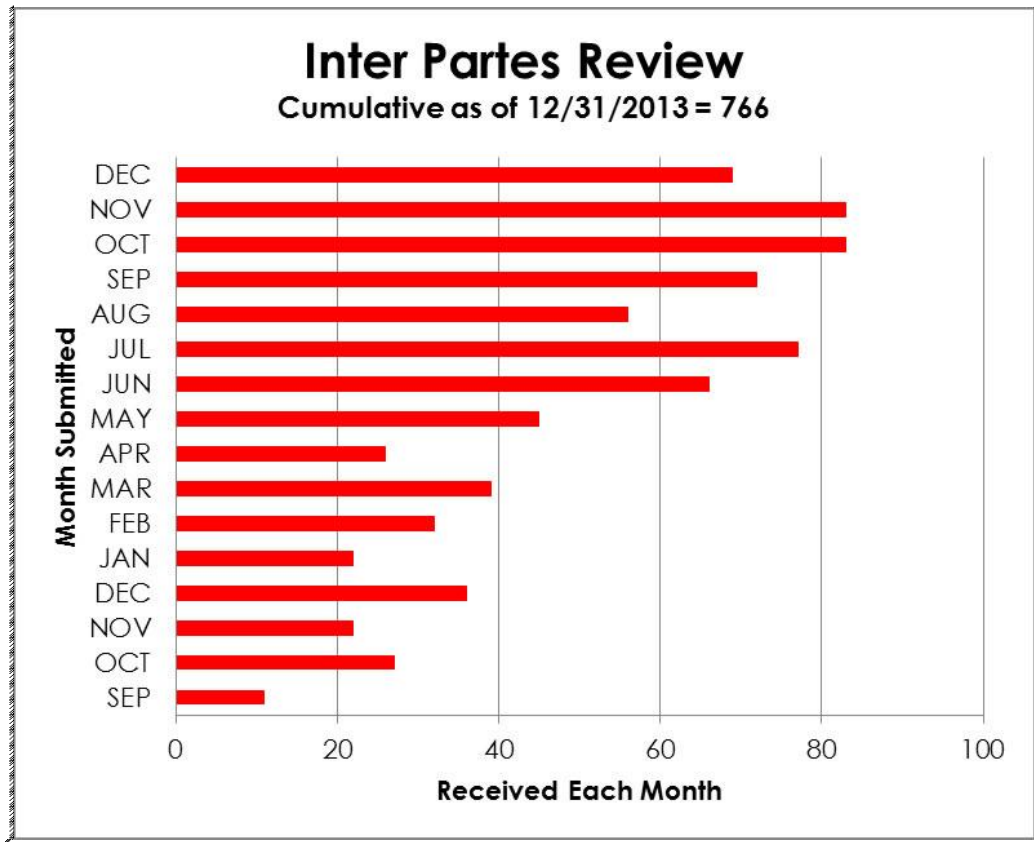
上記の統計によれば、Inter Partes Reviewが有効な手続として普及しつつあることがわかります。なお、Post Grant Reviewは、AIA法(施行日:2013年9月16日)下で発行された特許が手続対象であるのに対し、Inter Partes Reviewが2012年9月16日以前または以降に発行された特許に対して利用できる手続です。

Inter Partes Reviewによって特許に対し異議が申し立てられた場合、非常に深刻に受け止める必要があります。USPTOが公表する統計によれば*2、2013会計年度と2014会計年度 (但し、2014年1月31日まで) において、361件のInter Partes Reviewがファイルされ、そのうち288件の手続が開始されており、62件のみが請求が却下されています。82.8%という非常に高い割合でInter Partes Reviewの請求が認められています。但し、2013会計年度に関する限り、請求が認められたのは87.2%と高い割合ですが、2014会計年度に関する限りは、請求が認められたのは77.2%と低下しています。

*1 LINK: http://www.uspto.gov/aia_implementation/statistics.jsp

*2 LINK: http://www.uspto.gov/ip/boards/bpai/stats/aia_statistics_01_30_2014.pdf

【チャート1】



【全5頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.